ロシアにおける画像デザインの保護



協和特許法律事務所 弁理士 谷口 登

1. はじめに

画像デザインは、我が国においても意匠法にて保護されているが、その保護は諸外国と比べる と限定的である。そのため、現在、産業構造審議会では、米国、欧州、韓国等における画像デザ インの保護の状況を参考にしつつ、画像デザインの保護の拡充について検討されている。

「北の隣国」であるロシアでも画像デザインは、意匠としての保護が認められているが、その 保護状況に関するまとまった情報は、日本国内では公表されていない。

2014年3月20日現在、画像デザインが属するロカルノ分類サブクラス「14-04」の意匠特許件数は、失効しているものも含めると183件¹ある。そのうち日本企業の画像デザインに関する意匠特許で、筆者が確認できたのは、ソニー・コンピュータエンタテインメント名義の下記の意匠特許第81530号のみである。

一方、韓国のサムスン電子は、60件以上、画像デザインにおける意匠特許を保有しており、その他、韓国のLG電子、米国のマイクロソフトが各々5件程度、画像デザインに関する意匠特許を保有している。

注目すべきことは、2011年の後半から画像デザインに関する意匠特許出願は、急激に増え、2011年後半から2012年末までの間に、100件以上の意匠特許出願がされ、意匠特許を受けていることが判明していることにある。今後も、画像デザインに関する意匠特許の件数が急激に増加する可能性も十分にある²。

ロシアでは、日本の製品の信頼度は高く、新しい市場として日本企業の関心も高まってきているため、ロシアにおける画像デザインの保護の状況に関する情報は、日本企業にとって有益であると考えられる。

そこで、本稿ではロシアにおける画像デザインの保護の状況について紹介したい。

¹ ロシアでは多意匠一出願を認めているため、意匠特許を受けている意匠の数は、失効しているものも含めると183以上ある。

² ロシアでは、実体審査を経た上で、意匠特許が成立した意匠のみが公告されるため、すでに出願されている未公表の画像デザインが多数存在している可能性もある。なお、ヨーロッパ共同体意匠では、2012年以降、米国のアップルは、250以上の画像デザインを、韓国のサムスン電子は、900以上の画像デザインを、韓国のLG電子は119の画像デザインを各々意匠出願している。また、香港では、2012年以降、米国のアップルは109の画像デザインを、韓国のサムスン電子は127の画像デザインを意匠出願している。

2. 画像デザインの保護の状況

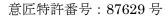
(1) 保護対象

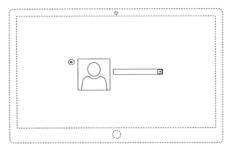
ロシアにおける意匠の保護対象は、製品の外観に関するデザイン(民法1352条 1 項)であるが、日本の意匠法上の「物品」とは異なり、グラフィックユーザーインターフェース (GUI) も「製品」に含まれる(意匠行政規則 9.4)。したがって、ロシアでは、画像自体が「製品」に該当し、画像デザイン自体が意匠の保護対象となり得る。

また、ロシアでは、米国や欧州と同様、画像が表示される製品の機能や操作に関係ない画像であっても、意匠の保護対象となっている。

(2) 意匠特許例

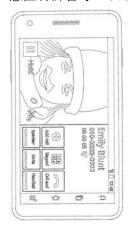
① 画像でだけでなく画像を表示する製品全体や表示部も表して意匠を特定している具体例





製品名: Graphic user interface 権利者: Microsoft Corporation

意匠特許番号:87302号



製品名: Graphical interface

権利者: Samsung Electronics Co. LTD

意匠特許番号:87278号



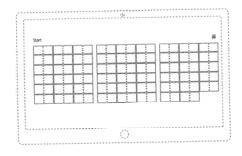
製品名: Graphical user interface screen 権利者: Samsung Electronics Co. LTD

意匠特許番号:87093号

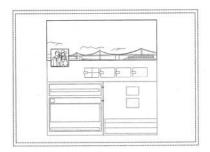


製品名: Figure for graphical interface 権利者: Samsung Electronics Co. LTD

意匠特許番号: 85262 号



製品名: Graphic user interface 権利者: Microsoft Corporation 意匠特許番号: 85261 号

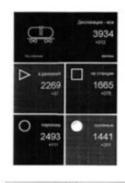


製品名: Graphical user interface of the computer display

権利者名: Facebook, Inc

② 画像のみで意匠を特定している具体例

意匠特許番号: 87938 号



製品名: Graphical user interface

権利者名: Limited Liability Company "UMACO Engineering"

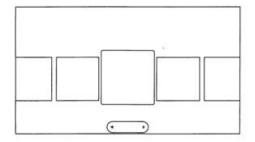
意匠特許番号:87650号



製品名: Information field screen of the receiver

権利者名: Nagovitcin Alexander Leonidovich

意匠特許番号:81530号



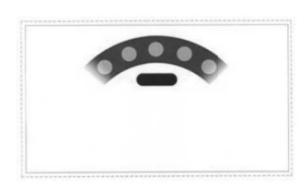
製品名: Graphical user interface

権利者名: Sony Computer Entertainment Inc

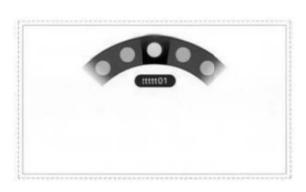
③ 同一の製品に関し、多意匠一出願により意匠特許が認められている具体例 ロシアでは、同一の製品に係る多意匠の場合、当該多意匠の本質的特徴が共通し、単一の創作的概念を形成しているものと認められる場合には、変形意匠(Variation)として一つの意匠出願をすることができる(意匠行政規則 9.6)

意匠特許番号:87626号

変形意匠 1



変形意匠 2



変形意匠 3

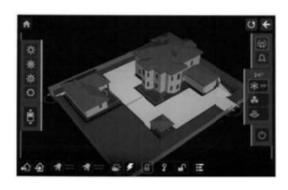


製品名: Graphical user interface for the display of a television receiver

権利者名: LG Electronics Inc

意匠特許番号:87274号

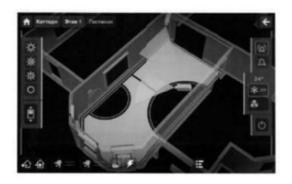
変形意匠 1



変形意匠 2



変形意匠 3



製品名: Graphical user interface

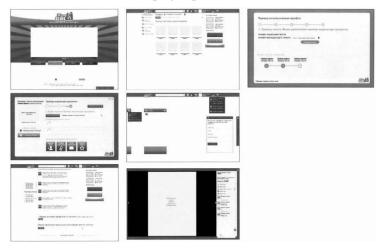
権利者名: Limited Liability Company "Ai Camp-engineering"

上記各々の意匠特許の変形意匠は、いずれも、変化の前後の画像デザインを別意匠として意匠 特許を受けたものと解される。

④ 複数の画像をセットとして意匠特許が認められている具体例 複数のウェブページ画像のセット(組物)と当該セットを構成する各ウェブページ画像を一出 願して意匠特許を受けているものがある。

意匠特許番号:87314号

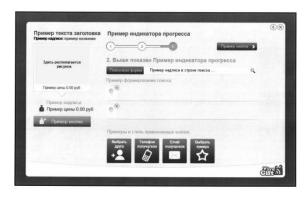
製品名: Set Interface page (product as a whole)



製品名: Home interface (an independent part of the product)



製品名: The first functional interface page (an independent part of the product)



製品名: The second functional interface page (an independent part of the product)



製品名: The third functional interface page (an independent part of the product)



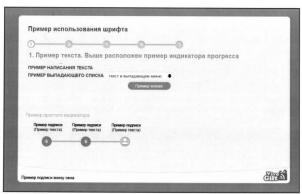
製品名: The fourth functional interface page (an independent part of the product)



製品名: The fifth functional interface page (an independent part of the product)



製品名:The sixth functional interface page (an independent part of the product)



上記意匠特許のうち複数のウェブページ画像のセットの意匠は、変化の前後を一意匠として保護を受けることを狙ったものと思われる。

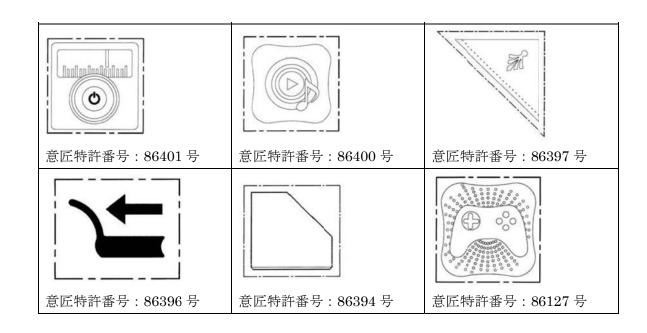
ただ、複数のウェブページ画像のセットの意匠のみでは、当該セット中の一つのウェブページが欠けた場合やセット中の一部のページ画像を他のページ画像に変更した場合も意匠特許権の効力が及ばなくなるおそれがあるため、セットを構成する各ウェブページの画像ごとについても意匠特許を受けているように思われる。

⑤ アイコンの意匠の意匠特許例

韓国のサムスン電子は、アイコン画像について多数の意匠特許を保有している。







(3) 画像デザインに関する意匠特許権の効力範囲

① 製品との関係

意匠特許権の効力範囲は、図面、写真等の意匠の表現物及び請求の範囲(意匠の本質的特徴の一覧)に基づき定められる(民法1358条3項)。請求の範囲には、製品名を記載するため、意匠特許を受けた意匠に係る製品以外のものには、意匠特許権の効力は及ばない。

ただし、画像デザインの場合、製品名として「Graphic user interface」、「Icon for graphical interface」など、画像自体を意匠特許に係る製品として意匠特許を受ければ、当該画像が表示されるあらゆる製品に係る画像デザインに対して意匠特許権の効力を及ぼすことが可能となると解される。

② 実線と破線

意匠特許例にもあるように、図面等には実線と破線により意匠を特定しているものがあるが、この破線部は、法的保護を求めない部分とされている(意匠行政規則 9.8.2(3)) 3 。

したがって、実線と破線を使って画像デザインを表す場合と実線のみで画像デザインを表す場合、という特定方法のみの相違によって意匠特許権の効力範囲が変わることはないと解される。

3. おわりに

昨年8月末にロシアのモスクワとサンクトペテルブルグを訪れたとき、スマートフォンの普及率は高いような印象を受けた。モスクワの電気店では、日本と同様、スマートフォン、PCやテレビ等が多数販売されており、冒頭で紹介した2011年後半以降の画像デザインに関する意匠特許出願件数の急激な増加は、マーケットの動向とも一致するように思われる。

³ Alexander Vasilets (水野みなこ、川崎典子訳)「意匠に関するロシア法制の新規な点」AIPPI (2010) Vol.55 No. 5 331 頁及 び332 頁、Alexander Vasilets "NOVELS OF RUSSIAN LEGISLATION RE-LATING TO INDUSTRIAL DESIGN" IP LAW FIRM GORODISSKY & PARTNERS INFORMATION BULLETIN #62も参照されたい。

各国で争われているアップルとサムスン電子の紛争には、画像デザインの意匠権侵害の成否が 争点になっているものもあり、上述のように画像デザインに関する意匠特許出願件数が増加して いることからすると、ロシアでも同種の紛争が生じる可能性も十分にある。

画像デザインに関する意匠特許出願件数は、増えているとはいえ、まだ200件以内だからもう少し様子を見たい、という考え方もあり得るかもしれないが、これでは、気が付いたときには、包囲網が形成されてしまい「時すでに遅し」、ということになりはしないか、という懸念がある。 筆者としては出願件数が200件以内の今のうちに画像デザインに関して早急に対応をとる必要があるように思えてならない。